別表第1⑸中

「	」を
給料手当	
「	」に
再エネ特措法納付金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第11条第1項の納付金で未納付のものを整理する。

改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。ただし、改正後の電気事業会計規則別表第1⑴の規定は、平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る会計の整理から適用する。

○経済産業省令第十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「特定電気量は」の下に「、特定電気（前条で定める期間ごとに」を、「締結している場合」の下に「及び新規の需給契約の締結に伴い一月に二回検針等が行われた場合であって、定例の検針等が行われた日より前に検針等が行われた場合」を加え、「この条」を「この項」に改め、「（電気の需給契約の廃止に伴い一月に二回検針等が行われた場合においては、当該次の検針等が行われた日は原則としてその翌月に属するものとする。第五項において同じ。）」を削り、「供給した電気」の下に「をいう。）」を加え、同条第五項中「第二項の次の検針等が行われた日」を「特定電気の供給を開始した日」に改める。

第十九条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十一条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　法第十七条第三項の規定は、同条第一項の規定による認定に係る年度の四月の定例の検針等が行われた日からその翌年の四月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に定例の検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として五月一日からその翌年の四月三十日まで）の間に、電気事業者が同項の規定による認定に係る年度に係る同項の認定を受けた事業所に係る電気の使用者に供給した電気の量に係る賦課金の額について適用する。

様式第一中第2表の次に第3表を加える。

第3表

地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること	□

様式第七を次のように改める。

様式第7(第12条関係)

【太陽光発電設備用】

再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報

経済産業大臣　殿

平成□□年□□月□□日

報告者(注1)　住所　〒□□□-□□□□

(ふりがな)

氏名　印

(法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

担当地方局(注2)　□

対象設備

設備ID　□□□□□□□□□□　発電出力　□□□.□□□　□kW

設備名称

所在地

設備設置・運転費用一覧(注3)

※初年度は「設置の状況」、「資本費」、「設置期間」、「運転」の項目を、2年目以降は、「設置の状況」、「運転維持費」、「運転実績」、「運転」の項目を報告すること

設置の状況	太陽光パネルなど	設置の形態	□屋根置き　□自己所有　□他人所有　契約時賃借料□□,□□□万円/年(□□□円/㎡)(税抜き)　□地上設置　□自己所有　□既保有地　□新規購入　購入価格□□,□□□万円(税抜き)　□借地　契約時賃借料□□,□□□万円/年(税抜き)(□□□円/㎡)　□その他(　　)
		所有の形態	□自己所有　□借地　契約時賃借料□□,□□□万円/年(□□□円/㎡)(税抜き)　□その他(　　)
		設置場所	□住宅　□集合住宅　□事業所、工場、店舗　□学校、公共施設　□その他(　　)
設置の状況	運転開始日		平成□□年□□月□□日　(特定契約に基づく受給開始日)
	系統接続距離		□,□□□メートル
	面積		□,□□□平方メートル
	系統連系の電圧		□,□□□V
	廃棄費用想定額(注4)		□□,□□□,□□□万円(税抜き)

資本費	①設計費(注5)		□,□□□,□□□万円(税抜き)
	②設備費(注6)	太陽電池モジュール(メーカー)	(□□□,□□□万円(税抜き))
		パワーコンディショナ(メーカー)	(□,□□□,□□□万円(税抜き)) □,□□□kW×□□台
		架台	□□□,□□□万円(税抜き)
		接続箱	□□□,□□□万円(税抜き)
		受変電設備	□□□,□□□万円(税抜き)
		その他付属機器(　　)	□□□,□□□万円(税抜き)
	③土地造成費(注7)		□,□□□,□□□万円(税抜き)
	④工事費(注8)	基礎工事	□□□,□□□万円(税抜き)
		据付工事	□□□,□□□万円(税抜き)
		電気配管工事	□□□,□□□万円(税抜き)
		附帯工事	□□□,□□□万円(税抜き)
		その他(　　)	□□□,□□□万円(税抜き)
		電源線	□□□,□□□万円(税抜き)